

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成25年 5月13日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	非常用ディーゼル発電設備冷却系サージタンク(B)補給水調整弁バイパス弁において、弁シート部に漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。	G III	
2	2号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ(A)反カップリング側軸受振動計(水平)の電源表示灯の消灯が認められたため、当該電源を調査・点検。	G III	
3	3号機	原子炉建屋給気ファンエアフィルタ(B)室の床ファンネルにおいて、詰まりが認められたため、当該ファンネルを清掃。	G III	
4	3・4号廃棄物処理設備	焼却設備トリチウム回収装置において、本来実施すべき変更手続きを失念したことにより計装品の点検周期が超過していることが認められたため、当該計装品について影響評価を実施。	G II	